

みどり市中小企業設備資金融資案内

市内中小企業者で事業に用する土地や建物等の取得及び機械設備等の資金を必要としてる方は、本資金をご利用下さい。

区 分	
融 資 対 象 者	市内に事業所を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営んでいる中小企業者で、市税等に未納のないもの
資 金 使 途	事業の用に供する土地、建物、機械設備に必要な資金
融 資 限 度 額	3,000万円、中小企業団体については1億円
融 資 期 間	10年以内（1年以内の据置期間を含む）
融 資 利 率	年2.4%以内（別途信用保証料が必要となります） ※市の利子補給制度の対象となります
返 済 方 法	元金均等月賦返済
信 用 保 証	信用保証協会の保証を付けていただきます
保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによります
担 保	物的担保は原則として不要です
申 込 期 間	随時受付いたします
取扱い金融機関 (申し込み先)	市内の銀行、信用金庫、信用組合
申込に必要な書類	・みどり市中小企業設備資金申請書 ・信用保証申込に関する書類一式 ・個人情報提供に関する同意書 ・暴力団等でないことの誓約書 ・決算書及び勘定科目明細書(個人の場合、資産負債状況及び収支状況調) ・試算表(決算後6ヶ月を経過した場合) ・見積書、カタログ等(設備の場合) ・見積書、図面及び建築確認書の写し(建物の場合) ・借地借家の場合は所有者の承諾書 ・許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合) ・未納税額のないことの証明書(市税) ・履歴事項全部証明書(法人の場合) ・その他市長が必要と認めるもの
問い合わせ先	みどり市農林業センター内(みどり市笠懸町阿左美1912-1) 産業観光部商工課商工労政係 TEL 76-1938 FAX 76-9049